

公募型プロポーザルの実施（公告）

ながさきピース文化祭 2025 ながさきワークショップ企画運営等業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

第 40 回国民文化祭

第 25 回全国障害者芸術・文化祭

長崎県実行委員会 会長 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 ながさきピース文化祭2025ながさきワークショップ企画運営等業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

2 プロポーザルに参加する資格要件

- (1) 長崎県内に本店または支店（営業所を含む。）を有する法人であること。
- (2) 公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）の提出期限の日までの過去 5 年間に於いて、当該業務と類似する業務の契約実績が 2 件以上あること。
- (3) 指定する期日までに公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人・支配人その他の使用人として使用する者。
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者又は受けることが明らかである者。
- (7) 参加資格申請書の提出期限の日及び見積執行期日以前 6 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続

開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

- (9) この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要項等の関係資料は、次に示す長崎県公式ホームページ内に令和 7 年 4 月 16 日（水）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 II に定める機関
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期限 令和 7 年 3 月 31 日（月） 午後 5 時（提出期限までに必着）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を確認し、確認結果を令和 7 年 4 月 3 日（木）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要項により、提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 II に定める機関
- (3) 提出部数 8 部（正 1 部、副 7 部）
- (4) 提出期限 令和 7 年 4 月 16 日（水） 午後 5 時（提出期限までに必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは受付ることができない。

8 企画提案書の審査

提出された提案書及び関係書類について、ながさきピース文化祭 2025 ながさきワークショップ企画運営等業務委託に係るプロポーザル審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

審査の結果、最優秀提案者を決定したときは、第 40 回国民文化祭、第 25 回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会は長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の規定に準じて、

最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

納付を免除する。

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

（名称）第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会事務局
（長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課内）

（電話番号）095-895-2773 （FAX番号）095-894-3485

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。